

プログラム参加条件書 (お申し込み前に必ずご一読ください)

第1条 (プログラムの範囲)

- 当プログラムは、当申込条件に基づいて、(株)地球の歩き方 T&E-東京都新宿区新宿 3-1-13 観光庁長官登録旅行業第 1685 号 (以下「当社」) が申込者の希望する日本国内外の研修機関 (以下「教育機関」) または宿泊機関への手続きを代行するにあたって、出発に際しての情報提供、教育機関・宿泊機関 (以下「受入機関」) への申込手続き・渡航先での生活サポートなどをおこなうものであり、課程終了資格取得を保障するものではありません。また、受入機関にて提供する研修内容やサービスは各機関が独自に企画・運営し、提供するものであり、当社自らがサービスの提供をおこなうものではありません。
- 受入の条件については受入機関により異なります。
- 当社がおこなう受入機関への手配については、あらかじめ旅行内容が決められている「募集型企画旅行」ではありません。従いまして「旅行業法」で定める「特別保証」は適用いたしません。また、「旅程保証」/「旅程管理」もいたしません。

第2条 (お申込と契約の成立)

- 当契約は当社が契約締結の承諾をし、申込書と内金 (留学費用の一部金にあたる 50,000 円) を受領したとき成立するものとします。
- お申込に際しては、当社所定の「プログラム申込書」に必要事項を記入し内金を添えて直接お申込いただくか、銀行振込、クレジットカードにてお申込いただきます。
- お申込はご出発予定日 1 年前から受付を行います。
- ご出発予定日までに渡航 (研修) に必要な手続きが完了できる見通しのない場合のお申込につきましては、お受けできませんのでお早めにお申込ください。

第3条 (お申込の条件)

- 18 歳以上の方で、当プログラム条件を理解し、法令・規則等遵守できる方ならなるとなっております。ただし、受入先が定める年齢、性別、資格、語学力、その他の条件に指定がある場合は、その条件に従います。
- 20 歳未満の方は保護者の同意が必要です。
- 心身の状態や既往症、その他の事由でプログラムの参加にあたって特別な配慮を必要とされる方は必ずその旨をお申しください。受入先機関との協議のうえ、可能な限り対応します。なお、この場合医師の診断書や渡航同意書をお願いいたします。
- 当社もしくは受入機関が不適当であると判断したとき、または当社の業務上の都合があるときは他の機関をご案内しますが、申込をお断りする場合があります。

第4条 (費用のお支払い)

- 当社が受入機関よりお支払いの要請を受け次第、請求させていただきます。請求書をお受取り後、当社指定口座まで指定期日以内に全額をお支払いください。
- 当社は出発日の 90 日前までは、申込者に授業料等のお支払いを請求していません。ただし、制度上期日と定められているビザの発行等に依る場合や大学・カレッジ付属コースは除きます。学校ごとに支払い条件が異なりますので、お申込時に当社から説明いたします。

第5条 (プログラムの期間)

- 当契約が成立した時点で、申込者はサポートを受けることとなります。
- 第 6 条 1 項における出発前サポートを提供する期間は、当プログラムの契約締結より 1 年間とします。したがって当プログラムの申込より 1 年以内にご出発していただくことを原則といたします。

第6条 (プログラム料金に含まれるもの)

当プログラムは海外へ渡航を予定している申込者に、次の 3 つの段階に分けてサービスを提供いたします。ここにおいて当社は、各種サービスを取りまとめて情報の提供、紹介、手配代行をするものであり、自ら教育機関、宿泊施設、現地デスク等を運営するものではありません。

詳細は当該パンフレットにてご確認ください。なお、プログラムサービスの一部を放棄された場合でも代金の一部割引等はいたしませんのでご了承ください。

1. 出発前サポート

- 当プログラムをお申込の方には教育、宿泊機関の情報を紹介しております。またそれに伴い、留学カウンセラーによるアドバイス (学校・生活・地域情報など) をはじめ以下の一のサービスをおこないます。入学申込手続きの代行、入学願書の取り寄せ、入学願書の作成、入学希望校への書類の送付、研修費用の送金、入学許可証の取り寄せ。
- 宿泊手続きの代行 (ホームステイ・学生寮など) ただし、教育機関が提供する宿泊施設をもたない場合は手続きの代行を請け負えない場合があります。
- 渡航手続きのご案内
航空券の手配 (弊社にてお申込の場合は別途契約が必要となります)
- その他、プログラムに含まれるもの
出発前英会話レッスン、オンライン英会話、出発前オリエンテーション、ビザ申請サポート (一部コースを除く) が含まれます。なお、プログラムサービスの一部を放棄された場合に代金の一部割引等はいたしませんのでご了承ください。

2. 現地サポート

当社作成のマニュアルに基づいて、現地提携法人が渡航先の留学生生活をサポートします。なお、当サービスは現地での不安の解消のための相談や、実生活を送る上でのアドバイス、学校とのトラブルの仲介といった内容のものであり、申込者に代わり (もしくは一緒に) あらゆる事務を代行するものではありません。

現地サポートの内容

- ①病気や怪我等の相談 ②盗難や事件に巻き込まれたときの相談 ③ホームステイ先とのトラブルについての相談 (学校側に対処しない場合) ④滞在先の探し方や契約に関するアドバイス ⑤生活上での一般的な相談 ⑥学校とト

ラブルなどの相談 ⑦学校の転校・延長などの手続き・相談

第7条 (プログラム料金に含まれないもの)

上記第 6 条、及びパンフレットで明記したものはプログラム料金に含まれていません。

以下、含まれないものの一例です。
教材費、航空券費用、通学の際の交通費、衣類の洗濯にかかる費用、学生寮の引手代、教育機関によるアクティビティ参加費用、ビザ申請サポート費用、ビザ申請実費、各国空港諸税、海外旅行保険料、現地デスクにおいての付加サービスや、通訳、手紙等の翻訳、その他個人的性質の諸費用など、大学・カレッジ付属コースの場合は、デポジット (保証金) を現地で支払う場合があります。また空港出迎えサービスを行うことができない場合もあります。大学ごとに支払い条件が異なりますので、お申込時に当社から説明をいたします。

第8条 (契約の解除)

申込者はいつでも任意に定める取消料を支払って契約を解除することができます。
契約を解除する場合はお申込の各デッドラインまで営業時間内に書面でのご通知をお願いいたします。当社が書面を受け取った時点で取消のお申出を受理したことになります。また、下記に定める条件の取消料を申受けます。

1. 渡航前の取消料の場合

- 取消料について
※申込者は契約を締結した日より起算して 8 日を経過する日 (渡航日の 30 日前 (ピーク時においては 40 日前) 以降の日を除く。) までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時は、4 月 27 日～5 月 6 日、7 月 20 日～8 月 31 日、12 月 20 日～1 月 7 日までをいいます。申込者の個人的都合でお申込のすべてを取消する場合は、次の (a) 取消手数料、(b) 取消料を申受けます。

(a) 当社の定める取消手数料 (表 1)

取消のお申出時期 (日本出発日の前日より起算)	取消手数料 (税込)
契約成立日より起算して 8 日以内	無料※注 1
31 日前まで	10,800 円
30 日前以降 21 日前まで	21,600 円
20 日前以降 3 日前まで	32,400 円
2 日前以降出発前日まで	43,200 円
日本出発日以降	取消できません

(b) 受入機関の定める取消料
各機関の取消条件に明記されている取消料がかかります。かかり得る最大金額は 50,000 円です。
注上記 (1)(2) について、ご出発まで 30 日を超える緊急を要する手配の場合、取消のお申出時期にかかわらず、当社規定の取消手数料及び受入機関の定める取消料がかかります。

(2) ビザ申請サポート料について
申込者の個人的都合でお申込のすべてを取消できない場合、及び必要書類 (ビザ) が渡航先国の判断により入手できない場合、ビザ申請サポート料は返金いたしません。

2. 渡航後 (日本出発後) の取消料の場合

- 渡航後、お客様の都合による研修期間の短縮や契約解除は権利を放棄したものとみなし返金いたしません。ただし、この場合でも受入機関が返金に応じた場合のみ例外として当該機関のキャンセル規定に基づき返金いたします。その際当社は受入機関の算定する返金額の 30% を返金手数料として承ります。現地で発病し研修が困難になり、医師の診断書をもとに受入機関が了承した場合。
(a) 親権者の死亡等、正当な理由があり、受入機関が了承した場合。
(b) その他、受入機関が認めた場合。
(2) 渡航前に 2 校お申込の場合で、渡航後 2 校目を取消する場合 (2 校目以上入学していないことが条件) 当社は 43,200 円 (税込) の取消手数料をもって返金手続きを教育機関に交渉するとともに、返金があった場合の精算を第 10 条 2 に従いおこないます。ただし、本来教育機関は全額入金後の返金を認めない場合がほとんどであるため、当交渉が返金を確約したものでないことをご了承ください。

第9条 (契約の変更)

- 渡航前の変更の場合
申込者の個人的都合でお申込の内容を変更する場合は、次の (a) もしくは (b) の変更手数料を申受けます。
(a) 受入機関の変更の場合
受入機関のお申込後、申込者の都合で受入機関を変更する場合は、下記 (表 2) の変更手数料の他、第 8 条 1 (2) 受入機関に関する取消料、取消料がかかります。
(b) 受講日程・希望コースの変更の場合
受入機関は変更せず、受講開始日 (宿泊日) を延期したり、受講コース (宿泊施設) を変更する場合は、変更のお申出時期より 1 回につき以下の変更手数料を申受けます。また、受講開始日 (宿泊日) を 90 日以上延期する場合は、受講開始日 (宿泊日) を未確定延期する場合、及び変更希望が受講先 (宿泊先) の都合で受け入れられない場合、または退学を中止する場合は第 8 条 1 (1) (2) の「取消の場合と同じ規定が適用されます。

(表 2)

変更のお申出時期 (日本出発日の前日より起算)	取消手数料 (税込)
契約成立日より起算して 8 日以内	無料※注 1
31 日前まで	10,800 円
30 日前以降 21 日前まで	21,600 円
20 日前以降 3 日前まで	32,400 円
2 日前以降出発前日まで	43,200 円
日本出発日以降	変更できません

(注) ご出発日の 30 日前を過ぎた場合は変更はお受けできない、あるいはご希望通り変更できない場合がありますので早めにお申しください。
※申込者は契約を締結した日より起算して 8 日を経過する日 (渡航日の 30 日前 (ピーク時においては 40 日前) 以

降の日を除く。) までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時は、4 月 27 日～5 月 6 日、7 月 20 日～8 月 31 日、12 月 20 日～1 月 7 日までをいいます。

2. 渡航後 (日本出発後) の変更の場合

- 期間の延長について
渡航先国にて受入機関を延長する場合は、当社もしくは現地デスクにてお受けいたします。
(2) 期間の短縮について
申込者が予定されている期間より以前に帰国した場合、現地で提供するサポートはその時点で終了いたします。この際、期間短縮による払い戻しはありません。

第10条 (取消し・変更に伴う費用の精算)

- 追加でお支払いいただく場合
契約内容の変更に関して、申込者にその差額をお支払いいただく場合は、当社より請求書をお届けしますので、速やかにお支払いください。
(2) ご返金が生じる場合
契約内容の変更に伴い、申込者にご負担いただく金額が減少した場合は、その差額をご返金いたします。その際は教育機関からの返金が当社に到着した時点で三菱東京 UF 銀行の TTB レートを適用し、日本円換算したのち銀行の換算手数料を差し引いて精算いたします。実際にご返金できる時期はお申出の 1～3 か月後となります。

第11条 (授業料補償制度)

当プログラムの適用パンフレットに掲載されている教育機関が、ライセンスの取消や閉校等で授業を継続することが不可能になった場合、申込者が支払い済みである授業料に相当する授業を終了していない状況下で返金のない場合において、当社はそのお戻修金額分を受講できるように代替の受入機関をご案内します。ただし、補償範囲は授業料のみで、滞在費等は含まれません。

第12条 (旅行保険契約の義務)

申込者は現地での病気、傷害等に備え海外旅行保険に必ず加入していただきます。

第13条 (当社の責任範囲・免責事項)

- 当社は第 6 条に示したプログラムサービスを取りまとめて情報の提供、紹介、手配代行をするものであり、自ら教育機関、宿泊施設、交通機関等を運営するものではありません。したがって当社にとわることなく、各機関の都合によって内容や条件が変更されたり、実施できない場合、当社はできるだけ原状に復する努力はしますが、その変更や中止に伴う損害については、その責を負いません。
(2) 当社は各受入機関やお客様からいただいた情報をもとにさまざまなご案内をいたしますが、現地の事情についてはすべてを掌握しているわけではあるものの、例えば教育機関においてもクラス人数の増減や国籍バランスの状況などは常に変化しておりますし、変更にはプログラムに関して当社に予告なく内容が変更されている場合も承知しております。当社のプログラムにお申込の場合は、必ずこのことをご理解のうえお申込ください。
お客様が渡航先国にて、当社への連絡なしにご自身もしくは現地の法人を介して教育機関、宿泊機関と契約した場合、当社ではその契約のもとで生じる諸問題に一切の関与はいたしません。
4. 申込者のパスポート及び必要書類 (ビザ) が日本・渡航先国の判断により入手できない場合、または現地でその入国を拒否された場合、当社はその責を負いません。したがって、第 8 条 1 (1) (2) の規定により取消扱いとして、それまでの取消料を返金いたします。
5. 各種交通機関のスケジュールの変更、連休、その他の事由に起因して申込者が損害を被った場合に当社はその責を負いません。
6. 天災、地震、戦争、暴動等の事由に起因して当プログラムの運営が不能になった場合に当社はその責を負いません。
7. 当社及び現地デスクで紹介した学校、住居、アルバイト等何らかのトラブルに遭った場合、当社及び現地デスクを運営する現地提携会社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はその責を負いません。
8. 受入機関のルールに反する行為、反社会的な行為や暴力的行為、他の参加者の迷惑に及ぼす行為があり、学校を退学となった場合、その理由の如何にかかわらず費用の返金はありません。また、その時点で当社が提供するサービスを中止させていただきます。
9. 受入機関によって手配できない条件がある場合 (教育機関一主に公立・大学付属校では宿泊施設が日本出発前に手配できず、現地に到着してから学校の担当者と相談していただく場合があります) その他、学校側都合で申込者の希望が叶えられない場合があります。
10. 条件書及び受入機関への提出書類について虚偽の申告があった場合、もしくは重要事項についての申告がなされた場合、それにより生じた契約の中止、変更及び損害賠償等の一切について、申込者がその責を負うものとします。

第14条 (当社の契約解除権)

当社は、次に掲げる場合において、申込者に理由を説明し、契約を解除することがあります。

- 申込者が虚偽の申告をしたとき
病気その他の事由により申込者がプログラムを続行できないと判断したとき
申込者又はその関係者が、他の参加者に迷惑を及ぼし、もしくはプログラムの円滑な運営を妨げたとき又はその可能性が極めて高いとき
天災地変、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は争議行為、官公庁の命令その他事業者の責に帰さない事由により、プログラムの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと判断したとき
5. 申込者が定められた期日までにプログラムへの参加

に必要な書類を提出しなかったとき

- 申込者が長期にわたって連絡不能又は所在不明となつたとき
- 申込者が定められた期日までに対価を支払わなかったとき

第15条 (管轄の裁判所)

当プログラムに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第16条 (約款の変更)

当プログラムに関する記載内容は、2016 年 5 月 1 日現在の情報をもとに作成しております。各受入機関の都合、もしくは当社の都合により約款は告知をすることなく変更する場合があります。

第17条 (個人情報について)

当社はプログラムお申込の際に申込書にご記入いただいた申込者の個人情報 (氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の属性) について、次の場合にかつ必要範囲内で使用いたします。

- プログラムサービス提供業務の実施
- 査証取得やお申込いただいた受入機関、現地デスクへの手続き等手続き代行の実施
- 上記の他、プログラム運営、手続き代行上のサービス提供およびその他の手続き

海外危険情報・保健衛生について

渡航先によっては外務省の海外危険事情等、安全確保に関する情報が出ている場合があります。お申込の際に当社もしくは下記ホームページにてご確認ください。

- 外務省海外安全ホームページ
<http://www.punbanzen.mofa.go.jp/>
- 厚生労働省「海外渡航者のための感染症情報」
<http://www.forth.go.jp/>

(プログラム) 手続き代行手配取扱会社

株式会社地球の歩き方 T&E
(観光庁長官登録旅行業第 1685 号)
〒160-0022 東京都新宿区新宿 3-1-13 京王新宿分ビル 5 階
TEL. 03-5362-7200
一般社団法人 日本旅行業協会
留学・語学研修等協議会 会員
JAOS 海外留学協議会 正会員

語学研修・ホームステイ参加にあたっての重要事項 (参加者の心得)

- (1) ホームステイの意義
ホームステイはホテルに宿泊するのではなく、宿泊を提供する一般家庭に宿泊するものです。日本からの参加者が、海外の家族と共に生活することで、互いの文化・習慣・ものの考え方の違いを実際に体験し、相互の理解を深めることがホームステイの目的があります。
(2) ホストファミリーの定義
受入家庭には様々なタイプの家庭があります。共働きの若い夫婦、リタイアした老夫婦、子供がいる場合、一人暮らしで暮らしている場合等、これらすべてをホストファミリーと定義します。また、受入家庭について人種・宗教・職業等のリクエスとはできませんし、受入機関より決定された受入家庭をこれを理由に変更や取消はできません。なお、ご案内するホストファミリーはほとんどがバイリンガル・ホームステイです。
(3) ホストファミリーの責務
ホストファミリーには参加者に対して宿泊するための部屋の提供と、規定回数の食事の提供が義務づけられています。最寄駅までの送迎や週末の余暇を共に過ごすことなどがあっても、それはホストファミリーの厚意によるものです。
(4) ホストファミリーの言語環境
ホームステイ先によっては、家族同士の会話において、「留学目的の言語」以外の言語を話す場合があります。(例) アメリカの場合は英語以外の言語としてスペイン語など) 家族の中で留学目的の言語しか話せない方がいる場合などはコースとして「少くありません」。参加者との会話以外の場合は家族間のコミュニケーションとしてご理解ください。
(5) ホストファミリーの変更
受入家庭の不慮の出来事や家族の病気、または天災など、やむを得ない事情に急に受け入れがなくなった場合があります。この場合に入受家庭を変更したり、次の家庭が見つかるまでの間ホテル等に滞在することもあります。
(6) 滞在地区について
受入家庭の多くは学校から 30～60 分程度のバスにのり、通学には距離的に徒歩・自転車・バス・電車などを利用することになりますが、その交通費は参加者の負担となります。
(7) ホームステイ中の食事について
何らかの都合で食事の用意がされなかったとしても、それが故意でなければ金銭の補償はいたしません。諸外国の食事は日本の一般家庭よりも粗雑なものであると言えます。家族と同様のものが提供されている以上は、食事も異文化体験のひとつであるとして受け入れる必要が、行事も